

1. 改正の4つの視点(会社法施行は、平成18年5月1日)

事前規制型から事後救済型の会社法制への転換は、以下4つの視点から実施される

(1) 企業統治の実効性の確保	経営の効率性を高め、且つ適正な経営を確保するための企業統治(コーポレート・ガバナンス)のシステムを整備して、それが実際に効果を上げられるようにしようという視点 1
(2) 高度情報化社会への対応	急速に進展する社会の高度情報化に対応するために、会社法制においても効率的で確実な方法を取り入れていこうという視点 2
(3) 企業の資金調達手段の改善	企業の資金調達を円滑に行えるようにすることや、投資家の保護などについて検討し、資金調達手段を改善しようという視点 3
(4) 企業活動の国際化への対応	(1)~(3)の見直しを行う際に、国際的に整合性のある制度の構築を目指そうという視点 4

1 具体的改正点...監査役の監査機能の強化、株主代表訴訟制度の合理化、大会社における

社外監査役の要件の厳格化、委員会設置会社 or 重要財産委員会の整備 等

2 具体的改正点...会社関係書類の電子化、通知や請求の電子化、株主総会における議決権行使

の電子化、計算書類の公告の電子化 等

3 具体的改正点...金庫株の解禁、純資産額規制の撤廃、単元株制度の創設、端株制度の整備、

種類株式の内容の拡大、新株発行に関する規制緩和、新株予約権の創設 等

4 具体的改正点...大会社における連結決算書類の導入、外国会社の営業所設置義務の免除 等

2. 最近の商法改正のまとめ

改正(公布)	施行時期	主な内容
平成9年6月	9年10月1日	合併手続の簡素化、合理化
平成9年12月	9年12月23日	総会屋などへの利益供与の罰則強化
平成11年8月	11年10月1日	株式交換、株式移転制度の創設
平成12年5月	13年4月1日	会社分割制度の創設
平成13年6月	13年10月1日	自己株式の取得 or 保有規制の撤廃、額面株式の廃止、純資産規制の撤廃、単元株制度の導入 等
平成13年11月	14年4月1日	種類株式の規制緩和、新株予約権、転換予約権付株式、新株予約権付社債、会社関係書類の電子化 等
平成13年12月	14年5月1日 (一部17.5/1)	監査役の権限強化、取締役 or 監査役の責任制限、代表訴訟の合理化
平成14年5月	15年4月1日	委員会等設置会社 or 重要財産委員会、みなし大会社、計算書類の連結決算 等

1. 会社の概念：会社とは、営利、社団、法人をいう(3)

2. 営利性

(1) 営利性の要件

団体が対外的活動による利益の獲得を図ること	1 2
得た利益を構成員に分配すること	3 4

1 cf. 内部活動によって利益を得ることを目的とする相互会社、各種保険組合等は営利性（ - ）

2 営利性の有無による社団法人の分類

営利目的	会社
非公益目的	一般社団法人 等

3 分配方法は決算時の剰余金配当等に限らず、解散、清算時に残余財産を分配する方法も

4 株式会社において、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を株主に与えない旨の定款の定めは無効(105)

持分会社も同様(通説)

条文上、いずれも行わないことが可能であるかのように読めるが(621 、624 、666)、社員は一切の経済的利益を否定する定款規定は会社の本質に反する

(2) その他、営利性について

ア、営利性のない目的を掲げた会社設立登記や目的変更登記の申請は受理されない

ex)政治献金を会社の目的とするのは×

イ、営利性を有する目的は必ずしも商行為である必要はない

ex)学習塾経営を会社の目的とするのは

2. 社団性

(1) 社団の意義：社団とは人の集まり（結合体）をいう

(2) 一人会社（株主 or 社員が一人の会社）

一人会社としての存続の可否

（ ...可 or 存続 ）

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社	有限会社
社員一人で設立することの可否			×		
社員が一人となった場合の 存続の可否（解散事由該当性）					

一人会社の法律関係（特則）

株主総会の特則	ア、招集手続の要否～不要 イ、議長選出の要否～不要 ウ、議事録作成の要否～要
利益相反取引 の特則	ア、唯一の株主が取締役を兼ねている場合の356条の適用～なし イ、唯一の株主が取締役を兼ねていない場合の356条の適用～有
その他の特則	ア、譲渡が制限される株式であっても、 譲渡に際し、取締役会等の承認不要

3. 法人性

(1) 法人の意義：自然人以外の者で法律によって権利能力を認められたものをいう

(2) 法人の法律関係

法人自身の名において、権利を有し義務を負う

- ex) ア、権利も義務も法人自体に帰属し、構成員には帰属しない
 イ、法人所有不動産の登記は、法人名義であることができる
 ウ、法人自身の名において、契約を締結し、訴訟当事者となる

法人財産とその法人の構成員たる社員の個人財産とは分離した存在

ex) ア、法人の債権者が構成員個人の財産を責任財産とすること

- （ G : ×
 R : 直接責任社員は、会社債権者に対して直接責任を負う
 イ、構成員個人の債権者が法人財産を責任財産とすること ~ ×

法人財産に強制執行するには、法人そのものに対する債務名義が必要となる

(3) 会社の法人格取得時期、消滅時期

取得時期	本店所在地において設立登記をしたとき(49、579)
消滅時期	清算終了のとき(476、645)

(4) 会社の権利能力の制限

性質による制限	その性質上、自然人を前提としている権利を法人は享受しえない 1
法令による制限	法人は立法政策上認められるものであるから、法令上の制限あれば、当然その範囲内においてのみ権利を有し、義務を負う 2
目的による制限	会社の権利能力は、定款所定の目的の範囲内に限られる 3 4

1 ex)親権、相続権、扶養請求権 等

2 ex)会社が解散 or 破産したときは、清算目的の範囲内でのみ権利を有し、義務を負う
 (476, 645, 破35)

3 代表取締役が目的外の行為をした場合、当該行為は会社の行為とはならない

4 但し、目的自体に限らず、目的達成のために必要或いは有益な行為を含む

ex)会社がした政治献金は、目的の範囲内の行為といえる

(5) 法人格否認の法理

意義	会社としての存在は認めながら、特定の事案の処理に当たっては会社の独立性を否定して法人格がないのと同様の取扱いをし、その背後にある実体を、会社と同一視すること
適用の具体例	法人格がまったくの形骸にすぎない場合 1 法の適用を潜脱するために法人格を濫用した場合 2
効果	当該事案の処理において、会社とその構成員から独立した権利義務の主体であることが否定される 3

1 ex) ア、株主総会、取締役会を全く開催(しておらず、株券も発行)していない場合

- イ、会社業務と、社員個人の業務を混同してる場合
- ウ、会社財産と、社員個人の財産を混同してる場合 等

2 ex) ア、取締役が競業禁止義務を回避するために会社設立

- イ、個人の取引上の債務を免れるための会社設立
- ウ、債権者を詐害するための会社設立 等

3 ex) ア、会社債権者は構成員個人の財産を責任財産とすることができる

- イ、構成員個人の債権者は会社財産を責任財産とすることができる

(6) その他

法人の被選任資格

法人可	法人不可
ア、発起人	ア、取締役(委員会委員)
イ、株主	イ、監査役
ウ、社員(有責、無責)	ウ、執行役
エ、会計参与(税理士法人、監査法人)	エ、支配人
オ、会計監査人(監査法人)	オ、清算人
カ、民法組合の組合員	

1. 社員の構成による分類

		持 分 会 社			株式会社	特例 有限会社
		合名会社	合資会社	合同会社		
社員の構成	直接無限責任社員 1			×	×	×
	直接有限責任社員 2	×		×	×	×
	間接有限責任社員 3	×	×			
人的会社 or 物的会社		人的会社 4			物的会社 5	

1 直接無限責任社員

責任の態様	各社員は会社債権者に対し、直接、無限、連帯責任を負う
権 限	各社員は原則として業務執行権、会社代表権（+）

2 直接有限責任社員

責任の態様	各社員は会社債権者に対し、直接責任を負うが、その額は出資額を限度とし、且つ出資未履行部分に限る
権 限	各社員は原則として業務執行権、会社代表権（+）

ex)甲合資会社の有限責任者員Aが100万円を出資する場合

- （ Aが全額未履行のとき ~ Aは100万円に付会社債権者に対して直接責任を負う
 - （ Aが70万円履行済のとき ~ Aは30万円に付会社債権者に対して直接責任を負う
 - （ Aが全額履行済のとき ~ Aは会社債権者に対して直接責任を負わない
- （間接有限責任社員となる）

合同会社では出資時に全額払込主義がとられるため(578)、

結果として、株式会社の株主同様、間接有限責任を負うことになる

3 間接有限責任社員

責任の態様	各社員は会社債権者に対して直接責任を負わないが、出資金が会社財産を構成しているため、間接的な責任を負っている
権 限	（ 合同会社...各社員の業務執行権、会社代表権（+） 株式会社...各社員(株主)の業務執行権、会社代表権（-）

4 人的会社：社員が誰であるかという会社の人的要素に重きが置かれる会社
人的会社では、会社財産は重要性を持たない

5 物的会社：会社財産という、会社の物的要素に重きが置かれる会社
物的会社では、人的要素は重要性を持たない

2. 大会社、非大会社

	資本金 ¹	5億未満	5億以上
負債 ¹			
200億未満		非大会社	大会社
200億以上		大会社	大会社

1 最終事業年度にかかる貸借対照表に、

資本金として計上した額 or 負債の部に計上した額の合計額をいう(2)

3. 親会社、子会社

(1) 意義

親会社 (2)	株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として、法務省令で定めるものをいう ¹
子会社 (2)	会社が、その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が、その経営を支配している法人として、法務省令で定めるものをいう ¹

1 経営を支配しているとは、財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいう(規3)

ex)他の会社の議決権の総数に対する自己所有議決権数の割合が、100分の50を超えてるとき
(規3 1)

(2) 形成方法

: 親子関係形成方法には株式交換、株式移転の他、親会社が発起人となり株式の過半数を引き受けて子会社を設立する方法、他の会社の議決権付株式を過半数取得する方法、既存会社が親会社の設立に際して発起人となり、その株式の過半数を現物出資して子会社となる方法等がある
会社設立と同時に、親会社 or 子会社となること可

4. 公開会社、非公開会社

公開会社	発行する株式の全部 or 一部につき、譲渡制限の定めのない会社 ^{1 2}
非公開会社	発行する株式の全部が、譲渡制限株式である会社 ³

1 株式を上場 or 店頭登録している会社か否かは問わない

2 譲渡自由株式を発行しうる会社であれば、

現に発行している株式が譲渡制限株式のみであっても公開会社となる

3 全株式に譲渡制限を設けた上で株主間の譲渡につき承認を擬制する場合も非公開会社となる

会 社	株式会社、合名会社、合資会社 or 合同会社をいう
外国会社	外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの or 会社に類似するものをいう
子 会 社	会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の、(規3) 当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう
親 会 社	株式会社を子会社とする会社その他の、(規3) 当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう
公開会社	その発行する全部 or 一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう
大 会 社	次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること 1 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること 1
取締役会 設置会社	取締役会を置く株式会社 or この法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう
会計参与 設置会社	会計参与を置く株式会社をいう
監査役 設置会社	監査役を置く株式会社 or 2 この法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう
監査役会 設置会社	監査役会を置く株式会社 or この法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう
会計監査人 設置会社	会計監査人を置く株式会社 or この法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう
委員会 設置会社	指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「委員会」という)を、置く株式会社をいう
種類株式 発行会社	剰余金の配当その他の第108条第1項各号に掲げる事項について、内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう
種類株主総会	種類株主の総会をいう 3

1 439条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告されたB Sをいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、435 のB Sをいう

2 その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く

3 種類株主...種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう

社外取締役	株式会社の取締役であって、当該株式会社 or その子会社の業務執行取締役 or 執行役 or 支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社 or その子会社の業務執行取締役若しくは執行役 or 支配人その他の使用人となつたことがない者をいう 1
社外監査役	株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社 or その子会社の取締役、会計参与 or 執行役 or 支配人その他の使用人となつたことがない者をいう 2
譲渡制限株式	株式会社がその発行する全部 or 一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう
取得請求権付株式	株式会社がその発行する全部 or 一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう
取得条項付株式	株式会社がその発行する全部 or 一部の株式の内容として、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう
単元株式数	株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会 or 種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数をいう
新株予約権	株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう
新株予約権付社債	新株予約権を付した社債をいう
社債	この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、第676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう
最終事業年度	各事業年度に係る第435条第2項に規定する計算書類につき第438条第2項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう 3
配当財産	株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう

1 業務執行取締役...株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び、
当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう

2 会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員をいう

3 第439条前段に規定する場合にあっては、第436条第3項の承認をいう

組織変更	次の or に掲げる会社とその組織を変更することにより、 当該 or に定める会社となることをいう 株式会社 合名会社、合資会社 or 合同会社 合名会社、合資会社 or 合同会社 株式会社
吸収合併	会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう
新設合併	二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう
吸収分割	株式会社 or 合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部 or 一部を分割後他の会社に承継させることをいう
新設分割	一 or 二以上の株式会社 or 合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部 or 一部を分割により設立する会社に承継させることをいう
株式交換	株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう）の全部を、他の株式会社 or 合同会社に取得させることをいう
株式移転	一 or 二以上の株式会社がその発行済株式の全部を、新たに設立する株式会社に取得させることをいう
公告方法	会社（外国会社を含む）が公告をする方法をいう ¹
電子公告	公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう

1 但し、この法律 or 他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く

1. 設立方法(25)

(1) 発起設立と募集設立

発 起 設 立	発起人が、設立時発行株式（株式会社の設立に際して発行する株式をいう）の全部を引き受ける方法 1
募 集 設 立	発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、 1 設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法

1 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならない

(25)

(2) 発起設立、募集設立の選択時期

：発起設立によるか、募集設立によるかは定款の絶対的記載事項ではなく、
定款認証後に決定することもできる

予め定款で定めてもいいが、設立時発行株式についての決定事項を定める時点や、
発起人の出資の完了後に決定することもできる

1. 発起人の意義

: 発起人とは、会社設立の企画者として、定款に署名（or記名押印or電子署名）をした者をいう

ex) ア、設立を企画したが定款への署名等はしなかった者～×（発起人とならない）

イ、設立を企画してないが、定款に署名等をした者～

ウ、定款に署名等があるが、設立時に発行する株式を引受けなかった者～×(25)

2. 発起人の資格：制限なし

制限能力者を発起人とする事～

但し、未成年者等の制限能力者が発起人となる場合、民法の原則通り代理 or 同意によって定款作成等の設立行為をすることになる

法人を発起人とする事～（営利法人、公益法人、公法人、私法人全て）

法人を発起人とする場合、発起人となることが当該法人の目的の範囲内たることを要するが、この要件は実務上緩やかに解されている

会社が他の会社の発起人となる事が、明らかに発起人たる会社の目的の範囲外の行為と認められない限り受理される

ex)宗教法人が魚貝類の販売を目的とする会社の発起人となることができる

3. 発起人の権限

	制 限 説（通説、判例）	無 制 限 説
権限の範囲	会社の設立自体に必要な行為に限り 開業準備行為を含まない 1	会社設立自体に必要な行為の他 開業準備行為を含む
発起人による 財産引受の性質 (28) 2	開業準備行為たる財産引受は、本来 発起人の権限に属しないが、一定の 要件下、例外的にこれを許したもの	財産引受は発起人の権限に属する が、併害を考慮して、法が一定の 制限を加えたもの
財産引受以外の 開業準備行為の 可否 3	不 可 発起人の権限の範囲外	発起人の権限の範囲内だが、 財産引受に関する規定を類推し 一定の制限を加えるべき

1 設立自体に必要な行為...定款作成、株主募集、株式引受や払込に関する行為 等

2 財産引受...会社成立前にする会社の成立を条件とした特定財産の譲受契約

3 財産引受以外の開業準備行為...原材料仕入れ、従業員雇入れ、営業用不動産の借入 等

4. 発起人の員数：制限なし（1人で足る）

5. 発起人組合

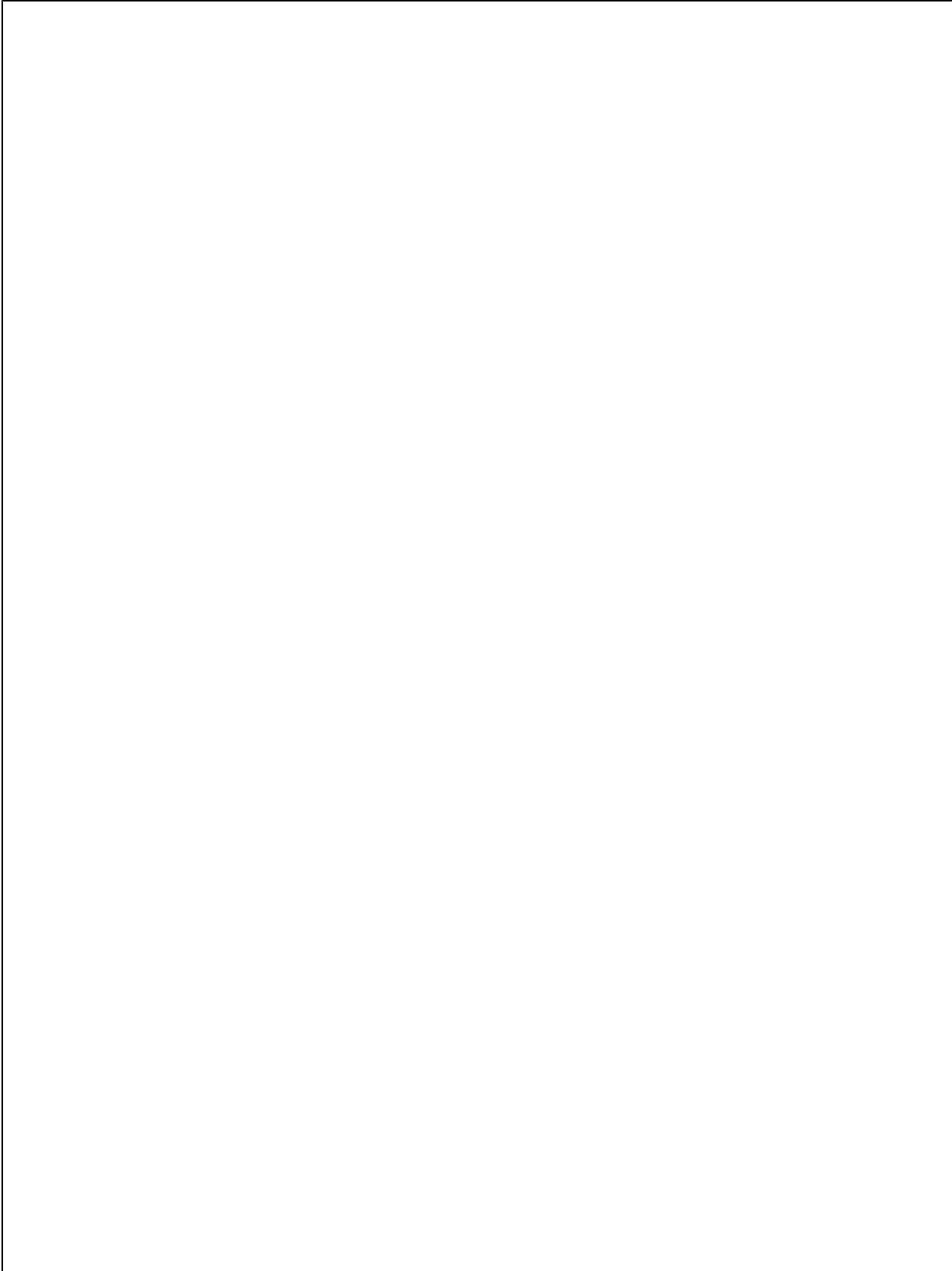
意義：発起人が複数存在する場合、発起人双互間には会社の設立を目的とする一種の契約関係が存在するとみるべきであり、これを発起人組合という

発起人組合の決議

決 議 要 件	具 体 例
発起人の頭数の過半数 (G)	ア、株式割当に関する決定 イ、払込期日、払込取扱銀行の決定 ウ、株主名簿管理人の決定（争） エ、設立時の本店所在場所の決定（争） オ、設立時募集株式の割当の決定（争） カ、支店や、支配人に関する事項の決定 等
発起人全員の同意	(a) 定款変更 (b) 発起人の加入、脱退 (c) 設立時発行株式に関する事項の決定(32) (d) 現物出資財産の登記、登録時期の定め(34 但) (e) 発行可能株式総数の定め or その変更(37) (f) 設立時発行株式を引き受ける者の募集の決定(57) (g) 設立時募集株式に関する事項の決定(58)
発起人の議決権の過半数	設立時役員等の選任(40)、解任(43) 1

1 役員等の選任、解任は、発起人としてではなく株式引受人たる地位で為す

(m e m o)



1. 定款の意義

実質的意義における定款	会社の組織、活動を定める根本規則
形式的意義における定款	根本規則を記載した書面 or 電磁的記録

発起人は根本規則を定め、且つこれを記載した書面等を作成しなければならない

2. 定款の作成(26)

(1) 書面定款と電子定款

書 面 定 款	株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない 1
電 子 定 款	定款は、電磁的記録をもって作成することができ、この場合においては、法務省令(規225)で定める署名or記名押印に代わる措置をとらなければならない

1 但し、定款作成が代理人によって為された場合、

代理人は本人のためにすることを表示して自ら署名 or 記名捺印する(民99)

┌ 代理人が本人名で署名した場合～無効

└ 代理人が本人名で記名捺印した場合～有効

(2) その他、作成方法

ア、署名に代えて記名捺印をする場合、実印である必要性～(-)

イ、定款が数葉にわたる場合、契印をする必要性～(-)

ウ、発起人の1人が他の発起人を代理して単独で定款を作成すること～

3. 定款の記載 or 記録事項

(1) 定款記載 or 記録事項の分類

絶対的 記載 or 記録事項	定款にかならず記載 or 記録することを要し、 記載等を欠けば定款全体が無効となる事項 1
相対的 記載 or 記録事項	定款に定めなくても定款自体の効力には影響ないが、 定款に記載等することによってはじめてその事項の効力が生じる事項
任意的 記載 or 記録事項	定款で定めなくてもその事項の効力を生ずるが、 定款に定めることができる事項 2

1 これを欠く定款を添付してする設立登記申請は受理されず、
誤って受理された場合は、設立無効原因となる

2 定款には、この法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる
定款に定めることによって当該事項がより明確となり、
又、定款変更決議によらなければ変更できなくなる点で実益がある

(2) 具体的記載事項

絶対的 記載事項(27)	<p>目的 商号 本店の所在地 1 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額 発起人の氏名又は名称及び住所 2</p>
相対的 記載事項 (28,29前)	<p>変態設立事項(28) (a)金銭以外の財産を出資する者の氏名 or 名称、当該財産及びその価額、並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数 3 (b)株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額、並びにその譲渡人の氏名 or 名称 (c)株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益、及びその発起人の氏名 or 名称 (d)株式会社の負担する設立に関する費用 4 その他(主要例) (a)譲渡制限株式、取得条項付株式、取得請求権付株式(107) (b)種類株式の発行(108) (c)株主名簿管理人を置く旨の定め(123) (d)特定の株主からの株式の取得に際し、通知を要しない旨の定め(164) (e)取締役会決議により、市場取引等によってする株式の取得(165) (f)相続人等に対する譲渡制限株式の売渡請求(174) (g)単元株式数についての定め(188) (h)単元未満株式の売渡請求(194) (i)株券発行会社である旨の定め(214) (j)少数株主権の要件緩和(297、305等) (k)株主総会特別決議の要件加重(309) (l)取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人 or 委員会を設置する旨の定め(326) (m)取締役の任期の伸長、短縮(332) (n)取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人の責任の免除に関する定め(426 、423) (o)社外取締役、会計参与、社外監査役、会計監査人の責任の限度契約に関する定め(427)</p>
任意的 記載事項(29後)	<p>ex) 会社の事業年度、定時株主総会の招集時期や議長、役員の数、発行する株券の種類、会社が公告をする方法、募集株式の割当を受ける権利を定款で株主に与えること 等</p>

1 本店の設置される場所を含む独立の最小行政区画（市町村、東京都の特別区）をいう
政令指定都市であっても、各区まで特定する必要はない

2 18年改正により、絶対的記載事項から除かれたもの

(a)会社が発行する株式の総数
(b)会社が公告をする方法
(c)会社の設立に際して発行する株式の総数

必ずしも原始定款に定める必要はなく、設立過程における株式の引受状況や、失権状況を見極めながら、会社成立時までに発起人全員の同意 or 創立総会で定めればよいこととなった 32-1参

会社法上は任意的記載事項となり、定款に定めない場合は、官報に決まる(939)

「設立に際して出資される財産の価額 or その最低額の記載」に置き変わった

3 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、
設立時発行株式の種類及び種類ごとの数をいう

4 但し、定款認証手数料その他、法務省令(施行規則5条)で定めるものを除く

(3) その他

定款による別段の定め可否

可の例	ア、累積投票の排除 イ、株主総会の議決権代理行使における代理人資格の制限 or 員数制限
不可の例	ア、株券不所持制度の排除 イ、株主1000人以上の会社における書面投票の排除 ウ、少数株主による総会招集請求権 or 招集権の要件加重 エ、株主総会の議決権代理行使 or 不統一行使の排除 オ、役員選任決議の定足数を1/3未満に下すこと カ、特別決議の決議要件の軽減 キ、役員を取締役会で選任する旨の規定

定款規定不要の例

ア、所在不明株主の株式売却 196-2

イ、株主総会における議長の選任 314-2

4. 定款の認証

意 義	公証人が発起人による定款作成行為(署名)の真実性を証明するもの(公62/3) 定款の作成及び内容を明確にし、これに伴う紛争と不正行為を防止する
方 法	会社の本店所在地を管轄する法務局 or 地方法務局所属の公証人が取扱う(公62/2)
効 果	<p>定款の効力が発生する 1 2</p> <p>公証人の認証を受けた定款は、会社の成立前は以下の場合を除いて変更できない</p> <p>(a)裁判所が変態設立事項を不当と認めて、変更決定をするとき(33) (30)</p> <p>(b) (a)の決定確定後 1 W以内に、発起人全員の同意で、裁判所により変更された事項についての定めを廃止する定款変更をするとき(33) 3</p> <p>(c)定款に発行可能株式総数の定めない場合に、これを設けるととき(37) 3</p> <p>(d)定款に発行可能株式総数の定めある場合に、これを変更するとき(37) 3</p> <p>(e)募集設立において、創立総会で変更する場合(96) 4</p> <p>定款認証は定款内容の適法性、真実性を証明するものではない 5</p>

1 定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない(30)

2 以下の事由に基づいて定款を変更する場合、再認証を受ける必要(-)

3 但し、募集設立の場合、払込期日 or 払込期間の初日のうち最も早い日以後は、
(b)(c)(d)による定款変更不可(95)

4 創立総会で変態設立事項を追加変更することの可否

G : 旧法上、創立総会での変態設立事項の変更は削除 or 減少変更に限ると解されていたが、改正法上は変態設立事項の追加変更も可能と解されている(千問の道標)

R : 改正法上も、創立総会で現物出資を追加することはできない

創立総会で変態設立事項を追加したときは、原則として検査役の選任を要する

現物出資を為しうるのは発起人のみであるところ、

発起人の出資履行済でなければ、募集事項の通知をすることができない(59 、36)

5 ex)定款内容自体が無効である場合、公証人の認証あっても有効とならない

5. 定款の備置き及び閲覧等(31)

		株式会社の成立前	株式会社の成立後
備置義務者		発 起 人	当該株式会社
備 置 場 所		発起人が定めた場所	本店及び支店 ¹
閲覧等	請求権者	発起人、 設立時募集株式の引受人(102)	株主、債権者、 親会社社員 ²
	時 期	発起人が定めた時間内	営 業 時 間 内
	内 容	定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 の書面の謄本 or 抄本の交付の請求 ³ 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録 された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、発起人 or 当該 株式会社の定めたものにより提供することの請求 or その事項を記載した 書面の交付の請求 ³	

1 但し、定款が電磁的記録をもって作成されている場合であって、支店における に掲げる
請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものを行っている株式会社
では、本店のみで足る(31)

2 親会社社員(親会社の株主その他の社員をいう)による閲覧等の要件

- | |
|--|
| (a)株式会社の成立後であること
(b)権利を行使するため必要がある場合であること
(c)裁判所の許可を得ること |
|--|

3 or では、発起人 or 株式会社の定めた費用を支払わなければならない(31 但)

1. 意義、種類

意 義	設立に関する事項中、発起人による濫用の虞が多く会社の財産的基礎を危うくするおそれある事項に付、定款の相対的記載事項とすると共に、特別の手續を付加する
種 類	現物出資(28) 財産引受(28) 発起人の報酬その他の特別の利益(28) 会社の負担する設立費用(28)

2. 各種の変態設立事項

(1) 現物出資(28)

意 義	金銭以外の財産をもってする出資
目 的 物	譲渡可能であり貸借対照表上に掲げることができるものであれば足る 1
現物出資者	発起人に限る(34、63、212 参)
給付時期 (34)	G：払込期日に出资の目的たる財産の全部を給付することを要す R：発起人全員の同意ある時は、 登記 or 登録その他の對抗要件具備は会社成立後で足る

1 ex) ア、動産、不動産、有価証券～

イ、事業 or 事業の一部～

ウ、のれん(得意先関係、仕入先関係、営業上の秘密等)～

エ、ノウハウ(技術上の秘訣)～

オ、無体財産権(鉱業権、著作権、特許権等)～

カ、信用 or 労務～ x (27、32、58)

(2) 財産引受(28)

意 義	会社成立前にする、会社の成立を条件とした特定財産の譲受契約
性 質	財産引受は発起人が設立中の会社の機関として行う契約ではあるが、 1 設立されるべき会社の開業準備行為であって、設立自体に必要な行為ではない
目 的 物	譲渡可能であり、B S 上に掲げることができるものであれば足る
譲渡人の制限	な し

1 定款に記載ない財産引受の効果

	追 認 否 定 説 (判例)	追 認 肯 定 説
発起人の権限	開業準備行為たる財産引受は 本来、発起人の権限の範囲外	開業準備行為たる財産引受は 当然に発起人の権限に含まれる
契約の効果	絶 对 的 無 効 追認で有効とならない	相 对 的 無 効 設立後の会社が追認すれば有効
根 拠	追認を肯定すれば、要件不備で 無効な財産引受が会社の一方的 な意思表示で有効となり、 株主や会社債権者を害す	追認を認めなければ会社に必要な財産 であっても相手方に引渡を拒絶される 追認を否定しても会社は自由に契約を しうるのであるから否定は無意味

(3) 発起人の報酬その他の特別の利益(28)

報酬	発起人が会社設立のために尽くした労務に対する報酬であり、通常、一時に現金で支払われる 1
その他の特別の利益	発起人の会社設立の企画者としての功勞に報いるために与えられる特別の利益であって、通常継続的に与えられる何らかの財産上の利益をいう 2

1 cf. 株式の無償交付や払込の免除等を報酬とするのは ×

2 ex) ア、剰余金の配当や残余財産分配に関する優先権、新株式の優先引受権、
イ、会社設備の利用に関する特権 等

(4) 会社の負担に帰すべき設立費用(28)

意義：発起人が会社の設立のために必要とした費用

変態設立事項該当性

変態設立事項となるもの	変態設立事項とならないもの(規5等)
ア、創立事務所の賃料	ア、定款の認証手数料(28 カコ)
イ、定款の印刷費	イ、定款にかかる印紙税
ウ、株主募集の広告費	ウ、株式払込銀行等への手数料及び報酬
エ、創立総会等の招集費用	エ、検査役の報酬
オ、設立登記の司法書士への報酬	オ、設立登記の登録免許税
カ、弁護士等が現物出資 or 財産引受の目的たる不動産等の価格を証明した場合の費用 1	カ、原材料の仕入代金
	ク、営業用事務所の購入代金

1 検査役の調査が不動産価格に及ばなければ調査が簡単にすむ点がメリット

発起人が設立費用を支払わなかった場合の効果(通説)

- (定款に記載等され、且つ検査役の調査を経た部分...成立後の会社に帰属する
法定要件を満たさない債務...発起人自身に帰属する 債権者は会社に請求不可
法廷要件充足と否とを問わず、全額会社負担との説もある

3. 変態設立事項ある場合の手続

(1) 手続概要

(発 起 設 立)

(募 集 設 立)

原始定款に変態設立事項の内容を記載する(28)

公証人による定款認証(30)

発起人は裁判所に対して
検査役選任を申立てる(33)

検査役の調査、
書面等による調査結果の裁判所への報告(33)

検査役の発起人に対する、
裁判所に提出した書面の写し等の交付(33)

裁判所が変態設立事項を不当と認めたとき、
裁判所はこれを変更する決定をしなければならない(33)

変更不服しない発起人は、決定確定後1W内に限り
株式引受を取消することができる(33)

引受取消あった場合、発起人全員の同意により、決定確定後
1 W内に限り、変更事項の定めを廃止する定款変更可(33) 1

発起人は、検査役の報告内容等を記載した
書面等を創立総会に提出or 提供する(87)

創立総会で変更すること可(96)

創立総会において定款変更反対した株主
は、決議後2 W内に限り引受取消可(97)

1 但し、募集設立では、払込期日 or 払込期間の初日のうち、最も早い日以後は、
発起人全員の同意による定款変更不可(95)

(2) 検査役の調査を省略しうる場合

少額財産の特則	現物出資 or 財産引受の目的財産に付、定款で定めた価格の総額が、500万円を越えない場合(33) 1 2
有価証券の特則	現物出資 or 財産引受の目的財産が、市場価格のある有価証券である場合において、 3 定款に定めた価格がその市場価格を越えないとき(33 、規6) 4
相当性が証明された財産の特則	現物出資 or 財産引受の目的財産の相当性に付、弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士、税理士法人の証明を受けた場合(33) 5 6 7

1 資本の1/5を超えるか否かに拘わらず、500万円以下であれば調査を省略しうる

2 要否の具体例

ex) A、Aの現物出資が動産300万円、Bの現物出資が動産300万円のとき～要

I、現物出資300万、財産引受300万で、現物出資につき検査役の調査済のとき～要

II、現物出資の目的物が機械300万と、取引所の相場ある有価証券のとき～要

I、現物出資の目的物が機械100万と不動産 800万であり、且つ、

不動産価格の正当性に付、弁護士等の証明あるとき～要

3 市場価格のある有価証券...証券取引法第2条第1項に規定する有価証券をいい、

同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む

ex) 株券、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、社債券 等の他、

店頭登録株式(外国の店頭登録を含む)、や、

日本証券業協会のグリーンシート銘柄株式等を含む

4 市場価格あるある有価証券であれば、その価格を問わず調査不要

5 但し目的財産が不動産の場合は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づくことを要す(33 後)

6 33 でいう不動産には土地、建物その他、地上権、地役権、採石権、不動産賃借権を含む

cf. 立木、工場財団、鉱業財団等を含まない

7 但し、以下の者は証明及び鑑定評価を為しえない(33)

発起人

財産引受の場合の譲渡人

設立時取締役 or 設立時監査役

業務停止処分を受けその停止期間を経過していない者

弁護士法人 or 監査法人 or 税理士法人であって、

その社員の半数以上が ~ に該当する場合

譲渡人たる弁護士等は、自己が譲渡した財産以外についても証明不可

1. 趣旨：会社成立直後に為される売買契約に付、財産引受と同様、一定の規制を設ける
(467、309)

2. 事後設立となる場合（要件）

契約が発起設立 or 募集設立による会社成立後、2年以内に締結されたこと	1 2
目的財産は会社成立前から存在し、 且つ、会社の事業のために継続して使用すべきものであること	3
取得の対価が、会社の純資産額の1/5を超える場合であること	4

1 cf. 合併、分割、株式移転等、組織再編による設立を含まない

2 会社成立...設立登記時を基準とする

3 ex)不動産を営む会社が転売目的で仕入れた土地は適用外

4 これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合

3. 事後設立の効果

：事後設立の要件を満たす場合、株主総会特別決議による承認を得ることを要する

cf. 検査役の調査不要

4. 現物出資、財産引受との比較

	現物出資	財産引受	事後設立
意義	金銭以外の財産を出資の目的とすること	会社成立前にする会社成立を条件とした特定財産の譲受契約	会社成立直後にする会社成立前から存在する特定財産の譲受契約
財産の種類	譲渡可能であり、BS上に掲げうるものであれば	同 左	同 左
株式割当の有無	有	なし	なし
当事者の限定	発起人に限る	なし	なし
手続の特則	検査役の調査 定款記載 1	検査役の調査 定款記載 1	株主総会特別決議

1 少額財産、有価証券、相当性が証明された財産では省略可(33)

1. 設立時発行株式に関する事項の決定(32)

: 発起人は、設立時発行株式に関する以下の事項を、
定款で定めるか、あるいは発起人全員の同意で定めなければならない

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数 1 2 の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項
--

1 設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合において、設立時発行株式が108前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない(32)

2 発行可能株式総数と、設立時発行株式の総数との関係(37)

G : 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の1/4を下ることができない R : 設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は制限 (-)

2. 発行可能株式総数の定め

定款で定めた場合	発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意 or 創立総会決議によって、 1 発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる(37 、98)
定款で定めない場合	発起人は、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意or 創立総会決議によって、 1 定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない(37 、98)

1 但し、募集設立の場合、払込期日 or 払込期間の初日のうち最も早い日以後は、発起人全員の同意による定款変更をすることができず(95)、それ以後の定款変更は創立総会決議に限られる(96)

3. 設立時募集株式に関する事項の決定(58)

: 発起人は、株主の募集をしようとするときは、その都度、
設立時募集株式についての以下の事項を発起人全員の同意で定めなければならない(58)

設立時募集株式の数 1 設立時募集株式の払込金額 2 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日 or その期間 一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日
--

1 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、その種類及び種類ごとの数を定める必要がある

2 設立時募集株式の払込金額その他の募集の条件は、当該募集ごとに、均等に定めなければならない(58)

1. 発起人の株式引受（発起設立、募集設立）

株式引受の要否	各発起人は少なくとも1株以上の株式を引受けなければならない(25) 株式引受は発起人の資格要件
株式引受の 時期、方法	制限(-) 1

1 ex) 定款作成後に引き受けることもできる

2. 株主の募集、申込、割当（募集設立）

(1) 設立時発行株式を引き受ける者の募集

：発起人は、全員の同意により、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨を定めることができる(57)

(2) 設立時募集株式の申込み

募集事項の通知	発起人は、57 の募集に応じて設立時募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない(59) 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名 定款の絶対的記載事項(27各号)、変態設立事項(28各号)、設立時発行株式に関する事項(32 各号)、設立時募集株式に関する事項(58 各号) 発起人が出資した財産の価額 63 の規定による払込みの取扱いの場所 その他、法務省令(規8)で定める事項
通知時期の制限	発起人のうち出資の履行をしていない者がある場合には、 発起人は、36 により出資履行期日として定められた期日後でなければ、募集事項の通知をすることができない(59)
申込の方法	57 の募集に応じて設立時募集株式の引受けの申込みをする者は、以下の事項を記載した書面を発起人に交付しなければならない(59) 1 申込みをする者の氏名 or 名称及び住所 引き受けようとする設立時募集株式の数
申込の効果 (申込者の地位)	発起人は、募集事項の通知内容に変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を申込者に通知しなければならない(59) 発起人の申込者に対する通知 or 催告は、申込者の住所等にあてて発すれば足り、通常到達すべきであった時に、到達が擬制される(59)

1 書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる(59 、規8)

(3) 設立時募集株式の割当て

割当の決定	発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数を定めなければならない(60 前) 1
割当事項の通知	発起人は、58 の払込期日(or 払込期間の初日)の前日までに、申込者に対し当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を通知しなければならない(60)
その他	ア、目論見書記載の方法と違う方法で割り当てた場合であっても、当該割当は無効とならない

1 発起人は、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を、
59 の申込書面記載の数よりも減少することができる(60 後)

(4) 設立時募集株式の申込み及び割当てに関する特則

: 申込(59)、及び割当(60)に関する規定は、設立時募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない(61)

(5) 設立時募集株式の引受人(62)

申込者	発起人の割り当てた設立時募集株式の数につき、設立時募集株式の引受人となる
設立時募集株式の総数の引受人	その者が引き受けた設立時募集株式の数につき、設立時募集株式の引受人となる

(6) その他

(a)募集設立の場合において、発起人が設立時発行株式の一部 or 全部を引き受けること可
設立-3参

1. 履行の時期、方法等

		発 起 設 立	募 集 設 立
履行の時期	発 起 人	設立時発行株式の引受け後、遅滞なく(34) 1	
	応 募 人		設立時募集株式と引換えにする 払込の期日 or 期間内(63) 2
履 行 の 方 法		現物出資の場合を除き、払込は現金で為すことを要す 3 払込みは、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない(34 、規7) 4	
払込金保管証明		5	発起人は、払込の取扱をした銀行等に対し、保管証明書の交付を請求することができる(64) 6
権利株譲渡の効果		出資の履行をすることにより、設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない(35、63)	
失権手続等	発 起 人	発起人のうち出資未履行者ある場合には、発起人は当該出資未履行者に対して期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨の通知をしなければならない(36) 7 8	
	応 募 人		払込の期日 or 期間内に払込をしないときは、失権する(63)

1 但し、現物出資の場合、

発起人全員の同意あれば、登記、登録等の対抗要件具備は会社成立後で足る(34 但)

2 株式申込に際して払込金額の全額を申込証拠金として払込ませ、

これをそのまま払込期日に払込金に充当することは有効(申込証拠金 - 判例、実務)

3 ex) 7、引受人による相殺不可 208-1参

イ、手形、小切手による払込不可

4 払込取扱銀行を変更した場合、発起設立、募集設立を問わず裁判所の許可不要

5 発起設立では、払込金保管証明制度は廃止された

設立登記に際しては銀行の残高証明等を添付すれば足り、

結果、設立登記前に払込金の返還を受けることも可能となる

ex)発起人が設立登記の登録免許税を立て替える必要(-)

6 証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること or 払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもって成立後の株式会社に対抗することができない(64)

7 通知は、期日の2W前までにしなければならない(36)

8 発起人が期日までに出資の履行をしないときは、株主となる権利を失う(36)

2. 払込の仮装

	預 合	み せ 金
意 義	発起人が払込取扱銀行or信託会社から金銭を借入れ、これを株式払込金として会社の預金に振替えたことにし、その借入金を返済するまでは、その預金を引出さないことを、発起人と銀行等との間で約すること	発起人が払込取扱銀行or信託会社以外の者から金銭を借入れて、これを株式払込金に充て、会社成立後、直ちにこれを引出してその借入金を返済するもの ¹
効 力	有効な払込とはならず、株式引受人の払込義務は消滅しない	

1 みせ金にあたるか否かの判断基準

会社成立後、借入金を返済する迄の期間の長短 払込金が会社資金として運用された事実の有無 借入金の返済が会社に与える影響	等
---	---

3. その他

- (a) 払込を遅滞した者は、失権の有無に拘わらず損害賠償責任を負う(民415、419)
損害賠償責任に関する商法上の明文規定(旧商179)は削除されたが、
損害賠償責任は従来どおりと解されている

1. 発起設立の場合

(1) 設立時役員等の選任

選任義務者、 選任時期	発起人は、出資の履行が完了した後、 遅滞なく設立時役員等を選任しなければならない(38)
選任すべき 設立時役員等 (38)	設立時取締役 設立時会計参与 (設立会社が会計参与設置会社である場合のみ) 設立時監査役 (設立会社が監査役設置会社である場合のみ) 設立時会計監査人 (設立会社が会計監査人設置会社である場合のみ)
員 数	G：制限(-) R1：取締役会設置会社では、設立時取締役は3人以上必要(39) R2：監査役会設置会社では、設立時監査役は3人以上必要(39)
欠 格 事 由	331条、335条、333条、337条の規定による、取締役、会計参与、監査役、 会計監査人の欠格該当者は、設立時役員等になることができない(39)
選 任 方 法	G：発起人の議決権の過半数をもって決定する(40) 1 2 R1：発起設立では、定款で設立時役員等を定めること可(38) 3 R2：取締役 or 監査役の選解任に関する種類株式を発行する場合には、 取締役 or 監査役の選任は、定款規定に従い、当該種類の設立時発行株式 を引受けた発起人の議決権の過半数をもって決定する(41) R3：株式会社の設立に際して108 に掲げる事項についての定めがある種類 の株式を発行する場合において、設立時役員等の選解任に付、種類株主総 会の決議があることを必要とする旨の定款の定めがあるときは、定款の定 めに従い、40 の規定による決定のほか、当該種類の設立時発行株式を引 受けた発起人の議決権の過半数をもってする決定がなければ、その効力を 生じない(45)

1 議決権数

G：出資の履行をした設立時発行株式1株につき1個の議決権を有する(40)
R：設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、
取締役等の全部 or 一部の選任について議決権を行使することができないものと定め
られた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式について
は、設立時役員等選任についての議決権を行使することができない(40)
但し、単元株制度採用会社では、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権(40)

2 必ずしも会議体の議決による必要はなく、持ち回り決議、個別的書面による決議、
その他適宜の方法によりすることができる

3 定款で設立時役員等として定められた者は、
出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時役員等を選任されたものとみなす(38)

(2) 設立時役員等の解任(発起設立)

解任の可否 解任時期	発起人は、株式会社の成立の時までの間、 その選任した設立時役員等を解任することができる(42) 1
解任方法	G：選任方法に同じ 2 R1：設立時監査役の解任は、2/3以上に当たる多数をもって決定する(43 カッコ) R2：41条1項により、取締役 or 監査役の選解任に関する種類株式を引受けた発起人の議決権の過半数をもって選任された取締役 or 監査役の解任は、その選任に係る発起人の議決権の過半数 or 2/3をもって決定する(44) 3

1 38条3項の規定により定款で選任した設立時役員等の解任～ (42カッコ)

2 ex)ア、原則として、解任決議は、発起人の議決権の過半数による(43)

イ、発起人は、出資の履行をした設立時発行株式一株につき一個の議決権を有するが、単元株制度採用会社では、一単元につき一個の議決権を有する(43 、44)

ウ、取締役等の全部 or 一部の解任について議決権を行使することができないものと定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、設立時役員解任についての議決権を行使することができない(43 、44)

エ、種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定款の定めがあるときは、

43 の規定による決定のほか、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権の過半数をもってする決定がなければ、その効力を生じない(45)

3 但し、41 の規定 or 種類創立総会 or 種類株主総会において選任された取締役を、株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、選任された設立時取締役 or 設立時監査役の解任は、発起人の議決権の過半数 or 2/3以上に当たる多数をもって決定する(44)

2. 募集設立の場合

(1) 設立時役員等の選任

選任義務者、 選任時期	設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役、設立時会計監査人の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない(88)
選任方法	G：創立総会決議は、創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、且つ出席した当該設立時株主の議決権の2/3以上に当たる多数をもって行う(73) 1 R1：累積投票による設立時取締役の選任(89) 2 R2：取締役 or 監査役の選解任に関する種類株式を発行する場合には、取締役 or 監査役の選任は、定款規定に従い、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって選任しなければならない(90)
その他	選任すべき設立時役員等、員数、欠格事由に付、発起設立に同じ(38、39)

1 議決権数

G：引き受けた設立時発行株式1株につき1個の議決権を有する(72 本)
R：株主総会において議決権を行使することができる事項について制限がある種類の設立時発行株式を発行するときは、創立総会において、設立時株主は、株主総会において議決権を行使することができる事項に相当する事項に限り、当該設立時発行株式について議決権を行使することができる(72)

但し、単元株制度採用会社では、1単元の設立時発行株式につき1個の議決権(72 但)

2 累積投票による設立時取締役の選任

要件 (89)	2人以上の設立時取締役を選任する場合であること 設立時株主が請求すること 定款で累積投票が禁止されていないこと
議決権数 (89)	設立時取締役の選任の決議については、設立時株主は、その引き受けた設立時発行株式1株につき、当該創立総会において選任する設立時取締役の数と同数の議決権を有する
投票方法 (89)	設立時株主は、1人のみに投票し or 2人以上に投票して、その議決権を行使することができる
選任形態 (89)	投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任される

設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主に限る(89)

請求は、創立総会の日5日前までにしなければならない(89)

但し、単元株制度採用会社では、1単元の設立時発行株式につき1個の議決権(89)

(2) 設立時取締役等の解任(募集設立)

解任の可否、 解任時期	創立総会で選任された設立時役員等は、株式会社の成立の時までの間、これを解任することができる(91)
解任方法	G : 創立総会の決議による(91) 1 R : 90 の規定により種類創立総会で選任された設立時取締役 or 監査役は、その選任に係る種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって解任することができる(92) 2

1 議決権数に付、選任の場合に同じ

2 但しこの場合であっても、41 の規定 or 種類創立総会 or 種類株主総会において選任された取締役 or 監査役を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、株式会社の成立の時までの間、創立総会の決議によって解任することができる

(92)

1. 設立時取締役等による調査

	発 起 設 立	募 集 設 立
調査義務者 1	G : 設立時取締役 (46 柱) R : 監査役設置会社では、 設立時取締役及び設立時監査役	G :) 同 左(93 柱) R1 :) 同 左(93 柱) R2 : 設立時取締役等の全部 or 一部が 発起人である場合は、創立総会決議により同様の調査をする者を選任しうる(94)
調査の時期	その選任後遅滞なく(46 柱)	その選任後遅滞なく(93 柱)
調査内容 2	33条 の規定により検査役の調査を省略した場合における、 現物出資財産等の価格の相当性(46) 33条 の規定により検査役の調査を省略した場合における、証明の相当性 出資の履行が完了していること その他、株式会社の設立の手續が法令 or 定款に違反していないこと	G :) につき同左(93) R : 募設では、発起人による出資履行に加え、設立時募集株式引受人による払込完了が調査対象となる
調査結果の 報告先	G : 調査により、法令、定款違反 or 不当事項があると認めるときは、発起人にその旨通知しなければならない(46) R : 設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合には、設立時代表執行役に以下の内容を通知しなければならない(46) (a)46 の調査を終了したときはその旨 (b)46 の規定による発起人への通知をしたときはその旨及びその内容	設立時取締役等は、93 の規定による調査の結果を創立総会に報告しなければならない(93) 3

1 調査及び報告義務は設立時取締役等の全員が個別的に負う

- ex) ア、現物出資の当否につき意見が分かれた場合も、各設立時取締役等が個別に義務を負う
イ、創立総会で選任されたが、出席していない設立時取締役等も義務有り
ウ、現物出資の当事者たる設立時取締役等も関与必要
エ、募設において94条に基づく調査者が選任されても、取締役等の調査義務は消滅しない

2 調査内容は限定列举であり、設立時取締役等は他の事項について調査義務を負わない

- ex) 検査役の報酬額の正当性に付、調査義務(-)

3 設立時取締役等は、創立総会において設立時株主に調査に関する事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない(93)

1. 設立時代表取締役の選定等

選定	要する場合	設立しようとする株式会社が取締役会設置会社である場合(47) 1
	選定方法	設立時取締役の過半数をもって決定する(47)
解職	可否、時期	設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、 設立時代表取締役を解職することができる(47)
	解職方法	設立時取締役の過半数をもって決定する(47)

1 委員会設置会社を除く

2. 設立時委員等の選定等

選定等	要する場合	設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合(48)
	選定等の対象	設立時取締役の中から、設立時委員を選定する(48) 1 設立時執行役を選任する(48) 設立時執行役の中から設立時代表執行役を選定する(48 本) 2
	選定方法	設立時取締役の過半数をもって決定する(48)
解職等	可否、時期	設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、 設立時委員 or 設立時代表執行役を解職し、 又は設立時執行役を解任することができる(48)
	解任等の方法	設立時取締役の過半数をもって決定する(48)

1 設立時委員とは、以下の者をいう

株式会社の設立に際して指名委員会の委員となる者 株式会社の設立に際して監査委員会の委員となる者 株式会社の設立に際して報酬委員会の委員となる者

2 ただし、設立時執行役が1人であるときは、
その者が設立時代表執行役に選定されたものとする(48 但)

1. 株式会社の成立

(1) 成立時期

：株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する(49)
 会社成立前に当該会社の名義を使用して事業をした者は、
 会社設立の登録免許税額に相当する過料に処せられる(979)

(2) 成立の効果の具体例

- ア、発起人がその権限内で会社のためにした行為の効果は当然に成立後の会社に帰属する
- イ、設立時役員等は、成立した会社の役員等になる
- ウ、権利株譲渡制限が解除される
- エ、株券発行会社では、株券発行が許容される(215)
- オ、設立時における B S を作成する必要がある(435)

2. 株式の引受人の権利

株主となる時期	株式会社の成立の時に、 出資の履行 or 払込をした設立時発行株式の株主となる(50 、102)
権利株譲渡の効果	株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない (35、50 、63)

3. 引受けの無効又は取消しの制限

(1) 無効、取消事由と主張の可否

総数引き受け契約に係る意思表示も同様 (102 後)

(...主張可)

	会社成立前	会社成立後 ¹
心裡留保 (51、102) 虚偽表示 (51、102)	x ²	x
錯誤(51、102) 詐欺、強迫(51、102)	G : R : x ^{3 4 5}	x
意思無能力 行為能力の制限 無権代理 詐害行為取消		

1 設立登記時を基準とする

2 会51、102 で民93但及び94の適用が除外される結果、虚偽表示 or心裡留保による申込は、申込人、発起人等の主観を問わず、常に有効となる

3 募集設立の場合において、創立総会 or 種類創立総会において議決権を行使した後は、会社成立前であっても主張不可 (102)

cf. 創立総会に出席したのみで、議決権を行使していない場合は主張可

4 議決権を行使した場合、自らしたか、代理人によったか or無効原因につき善意か悪意か or 議案に賛成したか反対したかを問わず、主張不可

5 創立総会等で議決権を行使していない者も、その後、株式引受人としての何らかの権利を行使すれば、同様に主張しえなくなる

ex)創立総会決議無効 or取消の訴を提起したとき

(2) その他、株式の申込、引受が取消せる場合

発起人が変態設立事項の変更に服しない場合

創立総会において、変態設立事項に関する定款変更に反対した株主

種類創立総会において、譲渡制限株式 or 全部取得条項付種類株式の設定に反対した株主

設立時募集株式に関する事項の決定において、

一定時期迄に設立登記が為されない場合は、引受を取り消しうる旨定めた場合

1. 現物出資財産等の不足額填補責任 (資本充実責任)

意義	株式会社の成立の時ににおける現物出資財産等の価額が定款に記載 or 記録された価額に著しく不足するときは、発起人及び設立時取締役 (+ 擬似発起人) は、当該株式会社に対し連帯して、当該不足額を支払う義務を負う(52) 1 2
主体	発起人、設立時取締役、擬似発起人(103)
責任の性質	(発起設立...過失責任(52) 3 募集設立...無過失責任 (103 による52 除外)
免責事由	以下の場合、発起人 or 設立時取締役は不足額填補責任を負わない(52) 4 (a)現物出資or 財産引受に関する事項について検査役の調査を得た場合 (b)発起人or 設立時取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合 (発起設立の場合のみ) 総株主の同意により、責任を免除することができる(55)

1 現物出資財産等の相当性を証明した者の責任(52)

意義	現物出資財産等の相当性を証明した者は、不足額填補責任を負う発起人 or 設立時取締役と連帯して、不足額を支払う義務を負う
主体	現物出資財産等の相当性を証明した者
責任の性質	過失責任
免責事由	証明者が、証明をするについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、不足額支払義務を負わない(52 但)

2 不足額僅少の場合、発起人の責任 (-)

3 但し、現物出資の当事者たる発起人等の責任は無過失責任

4 但し、現物出資 or 財産引受の当事者である者は免責されない(52 カコ)

2. 任務懈怠責任

(1) 対会社責任

意義	発起人、設立時取締役 or 設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(53) 1
主体	発起人、設立時取締役、設立時監査役、擬似発起人(103) 2
責任の性質	過失責任(53) 任務懈怠なかった発起人、設立時取締役等は責任(-) 3
免責事由	総株主の同意により、責任を免除することができる(55)

1 責任負担者が複数存在する場合、各人は連帯債務者となる(54)

2 変態設立事項の変更に服しない発起人が引受を取消した場合や、不当な変態設立事項が創立総会で変更された場合も、当該発起人は責任を負う

3 ex) 創立総会の招集懈怠で責任を負うのは発起人のみ

(2) 対第三者責任

意義	発起人、設立時取締役 or 設立時監査役がその職務を行うについて悪意 or 重大な過失があったときは、当該発起人、設立時取締役 or 設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(53) 1 2
主体	発起人、設立時取締役、設立時監査役、擬似発起人(103)
責任の性質	悪意 or 重過失責任(53)
免責事由	(-)

1 第三者とは、広く会社以外を指し、申込人、引受人、株主を含む

2 責任負担者が複数存在する場合、各人は連帯債務者となる(54)

3. 会社不成立の場合の責任

意義	株式会社が成立しなかったときは、発起人（+擬似発起人）は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する(56) 1
主体	発起人、擬似発起人(103)
責任の性質	無過失責任
免責事由	(-)

1 責任の具体的内容

受領物の返還	申込証拠金、払込金、現物出資目的物等の返還
設立費用の負担	創立事務所の借賃等の負担

4. 擬似発起人の責任(103)

擬似発起人の意義	発起人ではないが、株式募集広告その他、株式募集に関する書面 or 電磁的記録に自己の氏名 or 名称及び株式会社の設立に賛助する旨を記載 or 記録することを承諾した者
責任の範囲	擬似発起人は、発起人同様の責任を負う（無過失 or 過失 or 悪重責任）

5. 払込取扱機関の責任(64)

: 募集設立の場合において、払込金保管証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること or 払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもって成立後の株式会社に対抗することができない

6. 設立関与者の責任のまとめ

		主 体				責任の性質	免責の可否
		発起人	擬似発起人	設立時取締役	設立時監査役		
資本充実責任	不足額 填補責任				×	発設...過失責任 募設...無過失責任	1
任務懈怠責任	会社に対する責任					過失責任	2
	第三者に対する責任					悪意 or重過失責任	×
会社不成立の場合の責任	受領物の返還			×	×	無過失責任	×
	設立費用の負担			×	×	無過失責任	×

1 免責事由

<p>現物出資 or財産引受に付、検査役の調査を受けており、 且つ現物出資 or財産引受の当事者でない場合 発起設立の場合において、発起人等が無過失を立証した場合で、 且つ現物出資 or財産引受の当事者でない場合 総株主の同意ある場合</p>

2 免責事由

総株主の同意ある場合

1. 創立総会の意義：募集設立の場合において、
株式引受人全員によって構成される設立中の会社の最高の意思決定機関

2. 創立総会の権限(66)

以下の事項に限り、決議をすることができる
 会社法9節(募集設立)に規定する事項
 株式会社の設立の廃止
 創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項

1 具体的権限

権限に属する事項	権限に属しない事項
ア、発起人による創立事項の報告の聴取(87) イ、検査役の調査結果の報告(87) ウ、設立時取締役、監査役、会計参与、会計監査人の選任、解任(88、91) エ、設立時取締役、監査役による調査、報告(93) オ、設立関係事項の調査者の選任(94) カ、定款変更 or 設立廃止決議(66,96) キ、創立総会で選任された、 設立時取締役、監査役の報酬 等	ア、営業用の土地、建物の購入 イ、営業準備のための建築請負契約 ウ、会社成立後の事務所の賃貸借契約 エ、招集通知に記載 or 記録ない事項 (G-73 本、67 、68) 等

創立総会は株主総会と異なり、会社法 or 定款に定めある事項に限らず、
会社の設立に関する全ての事項につき、決議しうるのを原則とする

仮に、創立総会の決議あっても、会社はこれに拘束されない

変態設立事項に関する追加変更の可否に付、26-4参

創立総会における定款変更 or 設立廃止決議は、創立総会の目的事項として、
招集通知に記載 or 記録されてなくてもすることができる(73)

3. 創立総会の招集

(1) 招集権者、招集時期、招集の決定

招集権者	発起人(65)
招集時期	払込期日 or 払込期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく(65) 必要があると認めるときは、いつでも招集可(65)
招集の決定	創立総会を招集する場合、発起人は、以下の事項を定めなければならない(67) 創立総会の日時及び場所 1 創立総会の目的である事項 創立総会に出席しない設立時株主が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨 2 創立総会に出席しない設立時株主が、電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨 その他、法務省令(規9)で定める事項 3

1 招集地は、本店所在地 or 隣接地である必要(-)

2 発起人は、議決権を有する設立時株主の数が1000人以上である場合には、書面による議決権行使が可能である旨を定めなければならない(67)

3 ex) 書面 or 電磁的方法による議決権の行使期限等

創立総会の日時以前であって、

招集通知を発したときから2Wを経過したとき以後のときに限る

(2) 招集通知

招集通知の 発信時期 (68)	設立しようとする会社が、公開会社の場合 or 書面投票 or 電子投票を認める非公開会社の場合 ：創立総会の会日の2W前までに発しなければならない 設立しようとする会社が、 書面投票 or 電子投票を認めない非公開会社の場合 (G：取締役会設置会社 ...会日の1W前までに発しなければならない R：取締役会非設置会社... 1Wの期間を定款で短縮可
通知方法	G：制限(-) R：以下の場合、通知は書面でしなければならない(68) 1 書面投票 or 電子投票を認める場合 設立しようとする株式会社が、取締役会設置会社である場合
通知内容	通知には、67条1項各号の決定事項を記載 or 記録しなければならない(68)
通知の宛先 (68)	G：定款 or 株式申込書面記載の設立時株主の住所に宛てて発すれば足る R：設立時株主が別に通知 or 催告を受ける場所 or 連絡先を発起人に通知した場合にあっては、その場所 or 連絡先

1 但し、書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、設立時株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる(68)

(3) 招集手続の省略等

設立時株主全員の同意による省略(69) (G : 設立時株主全員の同意あれば、招集手続省略可 R : 書面投票 or 電子投票を認める場合は省略不可 延会 or 継続会の特則(80) : 延会 or 継続会では、創立総会の招集の決定(67)、及び招集通知(68)の規定の適用はない

(4) 創立総会参考書類及び議決権行使書面(招集通知の添付書面)

		創立総会参考書類	議決権行使書面
意義		議決権の行使について、参考となるべき事項を記載した書類 1	設立時株主が、議決権を行使するための書面 2
要否 方法	書面投票を認める場合	交付が必要(70) 3	交付が必要(70) 3
	電子投票を認める場合	交付が必要(71) 3	電磁的方法による提供が必要(71) 4

1 具体的記載事項につき、規10

2 具体的記載事項につき、規11

3 交付の代替措置(70 , 71)

G : 68 の規定により承諾株主に電磁的方法による通知を発するときは、 創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、 これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる R : 設立時株主の請求があったときは、これらの書類を交付しなければならない
--

4 但し、68 の承諾をしていない設立時株主に対しては、
 創立総会の日の1W前までに請求があったときのみ提供すれば足る(71)

4. 創立総会の決議

(1) 議決権の数(72)

G：引き受けた設立時発行株式1株につき1個の議決権を有する(72 本)	1
R(議決権ない場合)	
相互保有株式の株主(72 カツ)	2
議決権制限株式(72)	3

- 1 ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、1単元につき1個(72 但)
- 2 成立後の株式会社がその総株主の議決権の1/4以上を有すること、その他の事由を通じて成立後の株式会社がその経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして法務省令(規12)で定める設立時株主をいう
- 3 但し、議決権制限株式であっても、株式会社の設立の廃止については議決権有(72)

(2) 決議要件(73)

G：創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって且つ、出席した当該設立時株主の議決権の2/3以上に当たる多数をもって行う(73)
R1：発行する全部の株式の内容として譲渡制限規定を設ける場合(73) 1 ：創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の半数以上であって、且つ、当該設立時株主の議決権の2/3以上に当たる多数をもって行う
R2：発行する全部の株式の内容として取得条項株式(107)の定めを設け、 或いはこれを変更する場合(73) 1 2 ：設立時株主全員の同意を得る必要がある

- 1 但し、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合を除く
- 2 取得条項株式の定めを廃止する変更をのぞく

(3) 創立総会の決議の省略(82)

要件等	発起人が創立総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を有する株主の全員が、書面 or 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があったものとみなす(82)
備置義務	発起人は、創立総会の決議があったものとみなされた日から10年間、書面 or 電磁的記録を、発起人が定めた場所に備え置かなければならない(82) 1
閲覧等	創立総会議事録に同じ(82 、81) 65-8参

- 1 会社成立後の取扱に付、創立総会議事録の場合に同じ(81) 65-8参

(4) 議決権の行使方法

G：議決権は設立時株主が自ら総会に出席して行使し、又、株主が複数の株式を有する場合は全ての株式に付、統一して行使するのを原則とする

R1：議決権の代理行使(74) 1

R2：書面による議決権行使(75) 2

R3：電磁的方法による議決権行使(76) 3

R4：議決権の不統一行使(77) 4

1 議決権の代理行使

意 義	設立時株主が、その有する議決権を自ら行使することができない場合は、代理人によってその議決権を行使することができる(74 前)
要 件	代理権の授与は、創立総会ごとにしなければならない(74)
方 法	当該設立時株主 or 代理人は、代理権を証明する書面を発起人に提出しなければならない(74 後)
員数制限	発起人は、創立総会に出席可能な代理人の数を制限することができる(74)
定款による制限	(a)定款で規定して、議決権の代理行使を禁じること～× (b)定款で代理人の資格を株主に限ること～
関係書類の備置	発起人は、創立総会の日から3ヶ月間、代理権を証明する書面 or 電磁的記録を、発起人が定めた場所に備え置かなければならない(74)
関係書類の開示	設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、以下の請求可(74) 代理権を証明する書面の閲覧 or 謄写の請求 電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧 or 謄写の請求

電磁的方法による代替

G：政令(施令1)の定めにより、発起人の承諾を得て、電磁的方法による提供可(74)

R：設立時株主が電磁的方法による招集通知の承諾をした者である場合(68)には、発起人は、正当な理由がなければ、承諾をすることを拒んではならない(74)

但し株主が未成年者の場合、その両親の総会出席を会社は拒否できない(民818)

cf. 員数制限ない場合、株主は複数の代理人を出席させることができる

この場合において法人株主の使用人(非株主)が代理人となること～

但し、会社成立後は、株式会社が、株式会社の本店に備え置くことになる

但し、会社成立後は、株主が、会社の営業時間内において請求することになる

2 書面による議決権行使(75)

意 義	株主が、総会出席も代理人選任もせず、書面のみで議決権を行使すること
方 法	書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令(規14)で定める時までに当該議決権行使書面を発起人に提出して行う
効 果	書面によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する(75)
関係書類の備置	発起人は、創立総会の日から3ヶ月間、提出された議決権行使書面を発起人が定めた場所に備え置かなければならない(75)
関係書類の開示	設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、議決権行使書面の閲覧 or 謄写の請求をすることができる(75)

会社成立後の取扱に付、議決権代理行使の場合に同じ(74)

3 電磁的方法による議決権行使(76)

意 義	総会に出席しない株主が、電磁的方法によって議決権を行使すること
方 法	政令に従い、発起人の承諾を得て、法務省令(規14)で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該発起人に提供して行う(76)
効 果	電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する(76)
関係書類の備置	発起人は、創立総会の日から3ヶ月間、提供された電磁的記録を発起人が定めた場所に備え置かなければならない(76)
関係書類の開示	設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧 or 謄写請求可(76)

設立時株主が電磁的方法による招集通知の承諾をした者である場合(68)には、発起人は、正当な理由がなければ、承諾をすることを拒んではならない(76)

会社成立後の取扱に付、議決権代理行使の場合に同じ(74)

4 議決権の不統一行使(77)

意 義	複数の株式を有する株主がこれを統一せずに行使すること
方 法	創立総会の日前3日前までに、発起人に対してその旨及びその理由を通知しなければならない(77)
会社の拒否事由	(a)信託その他、他人のために株式を引受けたことを理由とするとき ~ 不可 (b)上記以外の事由を理由とするとき ~ 可(77)
定款による制限	定款で不統一行使を禁ずること ~ ×

ex)1000株を有する株主が、700株につき賛成、300株につき反対とすること

5. 議事の進行

(1) 設立に関する事項の報告等

設立に関する事項の報告(87、83)

G：発起人は、株式会社の設立に関する事項を創立総会に報告しなければならない(87)
 R：発起人が設立時株主全員に対して創立総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を創立総会に報告することを要しないことにつき設立時株主の全員が書面 or 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、創立総会への報告が擬制される(83)

変態設立事項に関する事項を記載した書面の提出等(87)

：発起人は、以下の場合には、以下に定める事項を記載 or 記録した書面 or 電磁的記録を創立総会に提出 or 提供しなければならない

(a)定款に検査役の調査を省略し得ない 変態設立事項の定めがある場合(28)	検査役の裁判所に対する報告の内容(33)
(b)弁護士等の証明により、検査役の 調査を省略した場合(33)	弁護士等による証明の内容(33)

(2) 発起人の説明義務(78)

G：発起人は、創立総会において、設立時株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない

R(発起人が説明義務を負わない場合)

- 当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合 1
 その説明をすることにより設立時株主の共同の利益を著しく害する場合 2
 その他、正当な理由がある場合として法務省令(規15)で定める場合 3

1 ex) 政治的、社会的、宗教的問題、役員のパライバシーに関する質問 等

2 ex) 会社の企業秘密に関する事項

3 具体的正当理由(規15)

- (a)設立時株主が説明を求めた事項について、説明をするのに調査を要する場合
 (b)説明をすることにより成立後の株式会社その他の者の権利を侵害することとなる場合
 (c)設立時株主が実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
 (d)その他、説明をしないことにつき正当理由ある場合

但し、以下の場合、(a)に掲げる事由に基づいて説明を拒否することはできない

- (ア)設立時株主が創立総会の日より相当の期間前に質問事項を通知していた場合
 (イ)説明をするために必要な調査が、著しく容易である場合

ex) 設立時取締役等が刑事訴追を受ける場合、調査に多額の費用を要する場合等

(3) 総会の議長 314-2参

議長の選任	定款に定めあるとき...定款規定に従う 1 定款に定めないとき...創立総会において選任することができる 2
議長の権限 (79)	創立総会の議長は、当該創立総会の秩序を維持し、議事を整理する 議長は、その命令に従わない者その他当該創立総会の秩序を乱す者を、 退場させることができる

1 ex) 創立総会の議長は発起人に限る

2 議長の資格に付、別段の制限(-)

6. 創立総会の議事録(81)

作成義務	創立総会の議事については、法務省令(規16)で定めるところにより、議事録を作成しなければならない(81)		
備置義務	発起人は、創立総会の日から10年間、議事録を発起人が定めた場所に備え置かなければならない(81) 1		
閲覧等	主体要件	設立時株主	発起人が定めた時間内は、いつでも(81)
		株主、会社債権者	会社成立後、会社の営業時間内(81 カツ)
		親会社社員	会社成立後、権利行使のため必要ある時は、裁判所の許可を得て、閲覧等可(81)
内容	議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧 or 謄写の請求 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、 記録された事項を表示したものの閲覧 or 謄写の請求		

1 但し、会社成立後は、会社が、その本店に備え置くことになる

1. 種類創立総会の招集(85)

招集権者	発起人(85)
招集を要する場合	創立総会決議につき、種類創立総会の決議を必要とする場合(84) 1 種類創立総会の決議により、設立時取締役 or 監査役を選解任する場合(90、92) 定款変更手続きの特則として、種類創立総会決議を必要とする場合 (a)譲渡制限株式 or 全部取得条項付種類株式の設定(100) 2 (b)ある種類の株主に損害を及ぼすおそれがあるとき(101) 3

1 種類創立総会の決議を必要とする場合(84)

要件	設立しようとする株式会社が種類株式発行会社であること 設立時に発行する種類株式の内容として、株主総会において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあること
効果	当該事項は、その定款の定め例に従い、創立総会の決議のほか、当該種類の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議がなければ、その効力を生じない

但し、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が、存しない場合を除く(84 但)

2 譲渡制限株式 or 全部取得条項付種類株式の設定(100)

要件	設立しようとする株式会社が種類株式発行会社であること 定款を変更して、ある種類の株式の内容として譲渡制限株式 or 全部取得条項付種類株式についての定款の定めを設ける場合であること
効果	当該定款変更は、以下の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議がなければ、その効力を生じない (a)当該種類の設立時種類株主 (b)取得対価が当該種類の株式とされている取得請求権付株式の設立時種類株主 (c)取得対価が当該種類の株式とされている取得条項付株式の設立時種類株主 当該種類創立総会において定款変更反対した設立時種類株主は、決議後 2 W以内に限り、その設立時発行株式の引受取消可(100)

但し、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が、存しない場合を除く(100 但)